

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（会計帳簿の備付け及び記載）</p> <p>第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 全ての収入及びこれに関する次に掲げる事項</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 寄附（<u>第二十二</u>条の五第二項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）並びに当該寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同条までにおいて同じ。）及び年月日</p>	<p>（会計帳簿の備付け及び記載）</p> <p>第九条 （同上）</p> <p>一 <u>すべての</u>収入及びこれに関する次に掲げる事項</p> <p>イ （同上）</p> <p>ロ 寄附（<u>第二十二</u>条の六第二項に規定する寄附を除く。以下ロ及び第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）<u>、</u>当該寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同条までにおいて同じ。）及び年月日<u>並びに</u>当該寄附をした者が<u>第二十二</u></p>

ハ (略)

ニ 第二十二條の五第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ホ リ (略)

二 全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条、第十七条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 (略)

2 (略)

(報告書の提出)

第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記

条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

ハ (同上)

ニ 第二十二條の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ホ リ (同上)

二 全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条、第十七条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 (同上)

2 (同上)

(報告書の提出)

第十二条 (同上)

載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イ （略）

ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日

ハ （略）

ニ 第二十二條の五第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ホ 又 （略）

二 全ての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費

一 全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イ （同上）

ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

ハ （同上）

ニ 第二十二條の六第二項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

ホ 又 （同上）

二 全ての支出について、その総額及び総務省令で定める項目

以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上のものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三 （略）

2～4 （略）

（会計帳簿等の保存）

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

（削る）

（政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例）

第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込ま

別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上のものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三 （同上）

2～4 （同上）

（会計帳簿等の保存）

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2| 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

（政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例）

れる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章（第六条第五項、第六条の二、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十四条、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。）の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

2 前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日（同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日）」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額

第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章（第六条第五項、第六条の二、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十四条、第十六条第二項、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。）の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

2 前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日（同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日）」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催

及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）」とあるの

場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の

は「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「全ての収入」とあるのは「全ての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）」と、同号ロ及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「全ての支出」とあるのは「全ての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）について」と、第十六条中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適

提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「すべての収入」とあるのは「すべての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）」と、同号ロ及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「すべての支出」とあるのは「すべての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）について」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三条中「寄附」とあるのは

用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 (略)

(国会議員関係政治団体に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書等の作成)

第十九条の十一 (略)

2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条の規定の適用については、同条中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」とする。

(第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用)

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第十六条の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 (同上)

(国会議員関係政治団体に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書等の作成)

第十九条の十一 (同上)

2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」とする。

(第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用)

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第十六条第一項の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。



第十九条の十六 (略)

21・22 (略)

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該政治団体を国会議員関係政治団体とみなして適用する。

21・22 (略)

(会社等の寄附等の禁止)

第二十一条 会社、労働組合(労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合をいう。第三項及び第二十二條の六の二において同じ。)、職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八條の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条に規定する職員団体をいう。同項及び第二十二條の六の二において同じ。)その他の団体は、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附及び政治資金パーティーの対価の支払については、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体(政治団体を除く。)に対して、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六 (同上)

21・22 (同上)

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条第一項の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該政治団体を国会議員関係政治団体とみなして適用する。

21・22 (同上)

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 会社、労働組合(労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一條の三第一項及び第二項において同じ。)、職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八條の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一條の三第一項及び第二項において同じ。)その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。

対価の支払をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

(削る)

(個人の寄附の総額の制限)

第二十一条の三 個人がする政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

- 一 政党及び政治資金団体に対してする寄附 二千万円
- 二 政党及び政治資金団体以外の者に対してする寄附 千万円

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に對するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一政治団体とみなす。

(寄附の総額の制限)

第二十一条の三 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

- 一 個人がする寄附 二千万円
- 二 会社とする寄附

次の表の上欄に掲げる会社の資本金の額又は出資の金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

五十億円以上	三千万円
十億円以上五十億	千五百万円

(削る)

三 労働組合又は職員団体のする寄附

円未満	
十億円未満	七百五十万円

次の表の上欄に掲げる労働組合の組合員又は職員団体の構成員（次項において「組合員等」という。）の数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

十万人以上	三千万円
五万人以上十万人未満	千五百万円
五万人未満	七百五十万円

四 前二号の団体以外の団体（政治団体を除く。）のする寄附

次の表の上欄に掲げる団体の前年における年間の経費の額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

六千万円以上	三千万円
二千万円以上六千万円未満	千五百万円
二千万円未満	七百五十万円

2 資本金の額若しくは出資の金額が百億円以上の会社、組合員等の数が十五万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が八千万円以上の前項第四号の団体について

(削る)

2| 前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

(削る)

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二條 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、三千万円を超えることができない。

2・3 (略)

は、同項第二号から第四号までに掲げる額は、三千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が五十億円を超える金額五十億円ごと、組合員等の数が十万人を超える数五万人ごと、又は前年における年間の経費の額が六千万円を超える金額二千万円ごとに五百万円（その合計額が三千万円に達した後においては、三百万円）を加算した金額（その加算する金額の合計額が七千万円を超える場合には、七千万円を加算した金額）として、同項の規定を適用する。

3| 個人とする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができない。

4| 第一項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

5| 第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第三号に規定する組合員等の数及び同項第四号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二條 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の

(一の政治資金パーティーに係る対価の支払の制限)

第二十二條の二 何人も、一の政治資金パーティーにつき、百五十万円を超えて、政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

(量的制限等に違反する寄附等の受領の禁止)

第二十二條の三 何人も、第二十一條第一項、第二十一條の二第一項、第二十一條の三第一項又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附又は政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

2 何人も、前條の規定に違反してされる政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

(削る)

同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。  
2・3 (同上)

(新設)

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二條の二 何人も、第二十一條第一項、第二十一條の二第一項、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前條第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

(新設)

(寄附の質的制限)

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三條第一項の規定による政党交付金(同法第二十七條第一項の規定による

特定交付金を含む。)を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2| 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

3| 前二項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

4| 第一項及び第二項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。

一| 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

(削る)

(外国人等からの寄附等の受領の禁止)

第二十二條の四 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所（以下この項において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を發行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法（平成十七年法律第八十

二 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人  
5 何人も、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

6 何人も、第一項又は第二項（これらの規定を第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二條の四 三事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 何人も、前項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

第二十二條の五 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所（以下この項において単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式を發行

六号) 第二百二十四条第一項に規定する基準日(以下この項において「定時株主總會基準日」という。)を定めた株式会社であつて直近の定時株主總會基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主總會基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの。次項において同じ。)から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。ただし、日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において五年以上継続して上場されているもの(新設合併又は株式移転により設立された株式会社(当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社の全てが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。))のうちその発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が五年に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株式がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が五年以上であるものを含む。)がする寄附については、この限りでない。

2| 外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人であ

行している株式会社のうち定時株主總會において議決権を行使することができる者を定めるための会社法(平成十七年法律第八十号) 第二百二十四条第一項に規定する基準日(以下この項において「定時株主總會基準日」という。)を定めた株式会社であつて直近の定時株主總會基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主總會基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの)から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。ただし、日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において五年以上継続して上場されているもの(新設合併又は株式移転により設立された株式会社(当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社の全てが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。))のうちその発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が五年に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株式がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が五年以上であるものを含む。)がする寄附については、この限



る団体その他の組織がする政治資金パーティーの対価の支払についても、前項と同様とする。

(本人の名義以外の名義等による寄附等の制限)

第二十二條の五 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

2 (略)

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附又は政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

4・5 (略)

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二條の六 (略)

(雇用関係の不当利用等による寄附等の制限)

第二十二條の六の二 会社、労働組合、職員団体その他の団体は、その役員又は構成員に対し、雇用その他の関係を不当に利用して、又は政治団体の会費の額に相当する額の金銭を支払うことを約束して、政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ、当該政治団体

りでない。

2 前項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものは、政治活動に関する寄附をするときは、同項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものである旨を、文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければならない。

第二十二條の六 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 (同上)

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

4・5 (同上)

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二條の六の二 (同上)

(新設)

をして、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払をさせてはならない。

(寄附のあつせん等に関する制限)

第二十二條の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせん又は対価の支払のあつせんに係る行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附又は対価の支払をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附又は対価として支払われる金銭等を集めてはならない。

(政治資金パーティーの対価の支払に係る告知)

第二十二條の八 (削る)

(寄附のあつせんに関する制限)

第二十二條の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせんに係る行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二條の八 政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資

① 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。

(削る)

(削る)

2| 前項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、  
総務省令で定める。

金パーティーにつき、同一の者から、百五十万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

2| (同上)

3| 何人も、政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、一の政治資金パーティーにつき、百五十万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

4| 第二十二条の六第一項及び第三項並びに前条の規定は、政治資金パーティーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二条の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同条第三項中「寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と、前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、寄附」とあるのは「対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役職員又は構成員として当該各号に定める行為をした者）は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第十六条（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

五 第十六条（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書に虚偽の記入をした者

六・七 （略）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該各号に定める行為をした者）は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して

5| 第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

第二十四条 次の各号の一に該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 （同上）

四 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

五 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書に虚偽の記入をした者

六・七 （同上）

第二十六条 次の各号の一に該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

寄附又は対価の支払をした者

二 第二十一条第三項の規定に違反して寄附又は対価の支払をすることを勧誘し、又は要求した者

三 第二十二条の三第一項の規定に違反して寄附又は対価の支払を受けた者

第二十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第三号において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。同号において同じ。）を受けた会社その他の法人（以下この条において「国からの給付金交付法人」という。）であつて、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間に第二十一条第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払（地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、

一 第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三

第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二 第二十一条第三項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者

三 第二十二条の二の規定に違反して寄附を受けた者

第二十六条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役員として当該違反行為をした者

これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第二号若しくは第三号口の規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払を除く。以下この条において「国政関連寄附等」という。）をしたものの役員としてこれらの行為をした者

二 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人（以下この条において「国出資法人」という。）であつて、第二十一条第一項の規定に違反して国政関連寄附等をしたものの役員としてその行為をした者

三 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人（以下この条において「地方公共団体からの給付金交付法人」という。）であつて、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間に第二十一条第一項の規定に違反して当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払（以下この条において「地方政治関連寄附等」とい

二 第二十二条の三第五項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者（団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）

（新設）

う。)をしたものの役員としてこれらの行為をした者

四 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人(以下この条において「地方公共団体出資法人」という。)であつて、第二十一条第一項の規定に違反して地方政治関連寄附等をしたものの役員としてその行為をした者

(新設)

五 国からの給付金交付法人(当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間にあるものに限る。)であることを知りながら第二十一条第三項の規定に違反して当該国からの給付金交付法人に対し国政関連寄附等をするを勧誘し若しくは要求し、又は地方公共団体からの給付金交付法人(当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間にあるものに限る。)であることを知りながら同項の規定に違反して当該地方公共団体からの給付金交付法人に対し地方政治関連寄附等をするを勧誘し若しくは要求した者(団体にあつては、その役員又は構成員としてこれらの行為をした者)

(新設)

六 国出資法人であることを知りながら第二十一条第三項の規定

に違反して当該国出資法人に対し国政関連寄附等を行うことを勧誘し若しくは要求し、又は地方公共団体出資法人であることを知りながら同項の規定に違反して当該地方公共団体出資法人に対し地方政治関連寄附等を行うことを勧誘し若しくは要求した者（団体にあつては、その役員員又は構成員としてこれらの行為をした者）

（新設）

七 国からの給付金交付法人のする国政関連寄附等（当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間にするものに限る。）であること又は地方公共団体からの給付金交付法人のする地方政治関連寄附等（当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間にするものに限る。）であることを知りながら、第二十二條の三第一項の規定に違反してこれらの寄附又は政治資金パーティーの対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役員員又は構成員としてこれらの行為をした者）

（新設）

八 国出資法人のする国政関連寄附等であること又は地方公共団体出資法人のする地方政治関連寄附等であることを知りながら、第二十二條の三第一項の規定に違反してこれらの寄附又は

（新設）



政治資金パーティーの対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員としてこれらの行為をした者）

九 第二十二條の四又は第二十二條の五第三項の規定に違反して寄附又は対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員としてこれらの行為をした者）

十 第二十二條の五第一項の規定に違反して寄附又は対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員としてこれらの行為をした者）

（削る）

（削る）

第二十六條の三 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該各号に定める行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條の二の規定に違反して対価の支払をした者

（削る）

三 第二十二條の三第六項、第二十二條の五第一項又は第二十二條の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

四 第二十二條の六第一項の規定に違反して寄附をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五 第二十二條の八第四項において準用する第二十二條の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

六 第二十二條の八第四項において準用する第二十二條の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第二十六條の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條の四第一項の規定に違反して寄附をした会社の役

二 第二十二条の三第二項の規定に違反して対価の支払を受けた者

三 第二十二条の八第一項の規定に違反して告知をしなかつた者

(削る)

第二十六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第一項の規定に違反して寄附のあつせん又は対価の支払のあつせんに係る行為をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員としてこれらの行為をした者)  
(削る)

職員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第二十二条の八第一項の規定に違反して対価の支払を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

四 第二十二条の八第二項の規定に違反して告知をしなかつた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

五 第二十二条の八第三項の規定に違反して対価の支払をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

第二十六条の四 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第一項の規定に違反して対価の支払のあつせんに係る行為をした者

二 (略)

三 第二十二条の九第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者(団体にあつては、その役職員又は構成員としてその行為をした者)

第二十六条の五 第二十二条の七第二項の規定に違反して寄附又は

対価として支払われる金銭等を集めた者(団体にあつては、その役職員又は構成員としてこれらの行為をした者)は、二十万円以下の罰金に処する。

(削る)

(削る)

第二十八条の二 第二十三条、第二十六条第三号、第二十六条の二

第七号から第九号まで及び第二十六条の四第二号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益(第二十二条の五第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。)は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴

(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 (同上)

四 第二十二条の九第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

第二十六条の五 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第二項の規定に違反して寄附を集めた者

二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第二項の規定に違反して対価として支払われる金銭等を集めた者

第二十八条の二 第二十三条、第二十六条第三号、第二十六条の二第三号、第二十六条の三第二号及び第二十六条の四第三号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益(第二十二条の

する。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む)、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二條の五第五項(第二十二條の六第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三 (略)

2 (略)

六第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。)は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む)、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十二條の六第五項(第二十二條の六の二第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三 (同上)

2 (同上)

○租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）</p> <p>第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から令和六年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（<u>第一号若しくは第二号に掲げる団体又は第三号若しくは第四号に掲げる団体のうち同法第十九条第二項に規定する資金管理団体であるもの</u>）に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、<u>同号ロに掲げる団体</u>に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により同号ロの候補者として届出のあつた日の属する年</p>	<p>（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）</p> <p>第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から令和六年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（<u>第一号又は第二号に掲げる団体</u>）に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、<u>第四号ロに掲げる団体</u>に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により同号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。）で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により</p>

及びその前年中にされたものに限る。)で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一 政治資金規正法第三条第二項に規定する政党

二 政治資金規正法第五条第一項第二号に掲げる政治資金団体

三 政治資金規正法第三条第一項第一号に掲げる団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの(同法第五条第一項第一号に掲げる団体を含む。)

四 政治資金規正法第三条第一項第二号に掲げる団体のうち次に掲げるもの

イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは市長の職(口において「公職」という。)にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

ロ 特定の公職の候補者（公職選挙法第八十六条から第八十六条の四までの規定による届出により公職の候補者となつた者をいう。）又は当該公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（イに掲げるものを除く。）

2 個人が指定期間内に支出した前項第一号若しくは第二号に掲げる団体又は同項第三号若しくは第四号に掲げる団体のうち政治資金規正法第十九条第二項に規定する資金管理団体であるものに対する政治活動に関する寄附に係る支出金で、同法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの（以下この項において「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した特定寄附金等の金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は前項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びに第四条第一項の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加算した金額が、当該個人のその年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当

2 個人が指定期間内に支出した前項第一号又は第二号に掲げる団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出金で、政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの（以下この項において「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した特定寄附金等の金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は前項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びに第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加算した金額が、当該個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額）が二千元（その年中に支出した当該特定寄附金等の金額

する金額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額)が二千元(その年中に支出した当該特定寄附金等の金額がある場合には、二千元から当該特定寄附金等の金額を控除した残額。以下この項において「特定控除額」という。)を超える場合には、その年分の所得税の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人はその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額(当該金額が一万円から特定控除額を控除した金額を超えない場合は、当該控除して得た金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度とする。

- 一 その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額が一万円以下である場合 当該政党等に対する寄附金の額の合計額から特定控除額を控除した金額
- 二 その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額が一万円を超え五万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額
  - イ 一万円から特定控除額を控除した金額
  - ロ 当該政党等に対する寄附金の額の合計額から一万円を控除した金額の百分の五十に相当する金額

がある場合には、二千元から当該特定寄附金等の金額を控除した残額)を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の三十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人はその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度とする。

(新設)



三| その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額が五  
万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額  
イ| 三万円から特定控除額を控除した金額  
ロ| 当該政党等に対する寄附金の額の合計額から五万円を控除  
した金額の百分の三十に相当する金額

3  
～  
6 (略)

3  
～  
6 (同上)

○政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第九條及び第十條 削除</p>	<p>附則</p> <p>第九條 削除</p> <p>（見直し）</p> <p>第十條 この法律の施行後五年を経過した場合には、政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に対してする寄附のあり方について見直しを行うものとする。</p>

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>法律</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）</p>	<p>法律</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
<p>事務</p> <p>一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、<u>第二十二</u>条の五第五項（<u>第二十二</u>条の六第五項）において準用する</p>	<p>事務</p> <p>一 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、<u>第二</u>十条の二、<u>第二十二</u>条の六第五項（<u>第二十二</u>条の六の二第五項）において準用</p>		

場合を含む。)並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

ロ・ハ (略)

二 (略)

する場合を含む。)並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

ロ・ハ (同上)

二 (同上)